

平成29年

第1回市議会定例会 議案第27号

職員の休日および休暇に関する条例の一部改正について  
職員の休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

職員の休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例  
職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「および介護休暇」を「，介護休暇および介護時間」に改める。

第7条の2第1項中「職員が」の後ろに「要介護者（」を，「あるもの」の後ろに「をいう。以下同じ。）」を，「ため，」の後ろに「任命権者が，規則の定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え，「与えるもの」を「おける休暇」に改め，同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する6月の期間」を「指定期間」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第7条の3 介護時間は，職員が要介護者の介護をするため，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は，前項に規定する期間内において1日につき2時

間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 介護時間については、一般職の職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第7条の2の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第7条の2第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

#### （提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護休暇について3回まで分割して与えることができることとする等の見直しを行い、および介護時間に関する規定を設けるため